

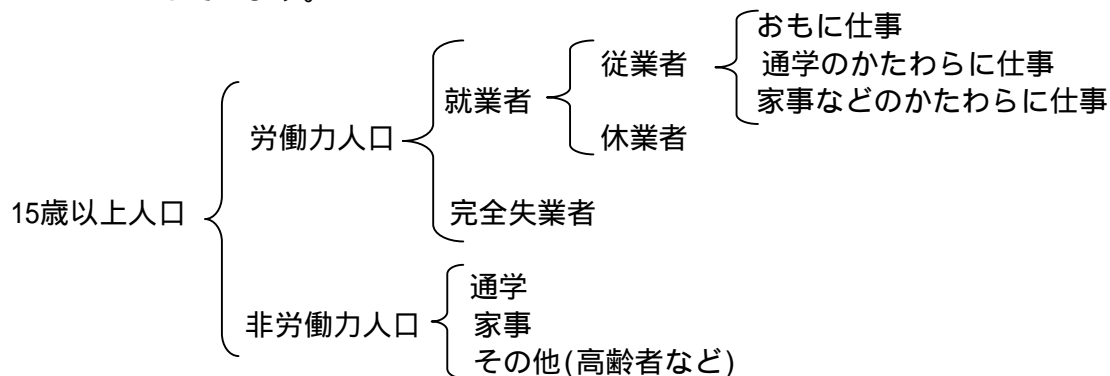
## [利用上の注意]

- 1 この資料は、総務省統計局が実施している「労働力調査」の愛知県分の個別データ（毎月約2,400世帯）の使用について総務省の承認を得て、愛知県が独自に公表するものです。
- 2 調査は、毎月末日（12月は26日）現在で行い、就業状態については月末1週間について調査したものです。
- 3 総務省統計局においては都道府県ごとの標本設計は行っておらず、また標本規模も小さいことから全国結果に比べて誤差が大きくなる可能性がありますので、利用に当たっては注意を要します。
- 4 表中の数値は、総数に分類不能及び不詳の数を含みます。また、四捨五入の関係で、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しません。
- 5 本文及び表中の用法は次のとおりです。
  - 「ポイント」…… 構成比及び増減率の%差
  - 「 - 」…………… 該当がない場合及び計算不能
  - 「 」…………… マイナス

（注）統計表の数値は、すべて原数値です。季節調整をしておりません。

[用語の解説]

<就業状態> 15歳以上人口について、調査週間中の活動状態に基づき、次のように区分しています。



労働力人口・・・15歳以上人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの

就業者・・・「従業者」と「休業者」を合わせたもの

従業者・・・調査週間中に収入を伴う仕事を1時間以上した者（家族従業者は、無給であっても仕事をしたとする）

休業者・・・仕事を持ちながら、調査週間中に少しも仕事をしなかった者のうち

1. 雇用者で、給料、賃金の支払いを受けている者又は受けることになっている者
2. 自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者

完全失業者・・・次の三つの条件を満たす者

1. 仕事がなく調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）
2. 仕事があればすぐ就くことができる
3. 調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）

非労働力人口・・・15歳以上人口のうち、「就業者」と「完全失業者」以外の者

労働力人口比率・・・15歳以上人口に占める「労働力人口」の割合

完全失業率・・・「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合

<従業上の地位> 就業者を次のように区分しています。

自営業主・・・個人経営の事業を営んでいる者

家族従業者・・・自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者

雇用者・・・会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料、賃金を得ている者及び会社、団体の役員

<雇用形態> 会社・団体等の役員を除く雇用者について、次のように区分しています。

正規の職員・従業員・・・勤め先で「正規の職員・従業員」と呼称されている者

非正規の職員・従業員・・・上記を除くすべての雇用者